

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

～ 「還付金詐欺」・「振り込め詐欺」からお客さまをお守りするために ～

いつも、青梅信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、還付金詐欺や振り込め詐欺の被害が多発しております。

特に、キャッシュカードによる振込に不慣れなご年配のお客さまをATMコーナーに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対策として、下記のとおり、キャッシュカードによるATMでの振込を、一部制限させていただいております。

お客さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、過去3年以上ATMでのキャッシュカードによる振込をご利用されたことがないお客さま。

2. 振込制限内容

キャッシュカードによるATMの振込限度額を「0円」に設定させていただきますので、ATMでキャッシュカードによる振込がご利用いただけなくなります。

3. 利用制限の開始日

平成29年3月1日（水）より

4. その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATM振込をご希望のお客さまは、平日の営業時間内（9:00～15:00（※昼休業実施店舗につきましては、11:30～12:30を除く））に、ご本人確認資料・キャッシュカードをご持参の上、窓口へお申し出下さい。

※昼休業実施店舗：中町支店・奥多摩支店・増戸支店・千ヶ瀬支店・東所沢支店・北野支店・金子支店・秋津支店・恩方支店・小金井支店

